

岩手県九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地

第五種共同漁業権行使規則

下安家漁業協同組合

令和5年6月27日付けで申請のあった内共第3号第五種共同漁業権行使規則については、漁業法（昭和24年法律第267号）第106条第7項の規定により認可します。

令和5年9月1日

岩手県知事 達増 拓也



（組合員行使権を有する者の資格）

第2条 この組合の漁業権を有する者の資格は、それぞれ当該漁業の種類に応じ、次のとおりとする。

漁業の種類	漁業の方法	資格
あじ漁業	あじ釣り、あじ網り	組合員であること。
あじ漁業	あじ網り	3年以上組合員であること。
あじ漁業	あじ網り	同上
あじ漁業	あじ網り、あじ網り	組合員であること。
あじ漁業	同上	同上
あじ漁業	あじ網り	3年以上組合員であること。
あじ漁業	あじ網り、あじ網り	組合員であること。
あじ漁業	あじ網り	同上
あじ漁業	あじ網り、あじ網り	3年以上組合員であること。
あじ漁業	あじ網り、あじ網り	組合員であること。
あじ漁業	あじ網り	3年以上組合員であること。
あじ漁業	あじ網り、あじ網り	組合員であること。
あじ漁業	あじ網り	同上

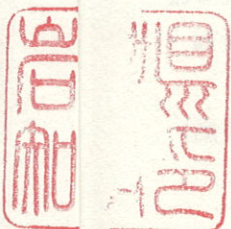
2. 前項の規定にかかわらず、前項の漁業権行使権を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人がない場合は、その遺言により当該漁業を営むべき者を定めたとき）は、その者が組合員であったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとする。

3. 前二項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有するものは、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

（組合員の資格の基準）

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該権利に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

（組合員の資格の決定）



下安家漁業協同組合 内共第3号 第五種共同漁業権行使規則

沿革 令和5年9月1日

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第3号第五種共同漁業権（以下「内共3号」という。）のうち、野田村と岩泉町の町村境から下流の区域の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共3号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	友釣り、どぶ釣り	組合員であること。
	がら掛け	3年以上組合員であること。
	やな	同上
やまめ漁業	餌釣り、擬餌釣り	組合員であること。
さくらます漁業	同上	同上
	刺し網	3年以上組合員であること。
いわな漁業	餌釣り、擬餌釣り	組合員であること。
うなぎ漁業	餌釣り	同上
	置釣り、どう	3年以上組合員であること。
うぐい漁業	餌釣り、擬餌釣り	組合員であること。
	刺し網	3年以上組合員であること。
かじか漁業	餌釣り、擬餌釣り	組合員であること。
もくずがに漁業	餌釣り	同上

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員になったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有するものは、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業を営む者等の決定)

第4条 理事は、第2条に規定する漁業のうち刺し網及びやなの行使について、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事は、前項の定めをした場合、当該漁業を営む者にその内容を文書で通知しなければならない。

(漁業の方法等)

第5条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	友釣り、どぶ釣り		野田村と岩泉町の町村境から下流の免許区域	8月1日から 10月31日まで
	がら掛け		同上	9月1日から 10月31日まで
	やな	2ヶ統	同上	8月1日から 10月31日まで
やまめ漁業、 いわな漁業	餌釣り、擬餌釣り		同上	3月1日から 9月30日まで
さくらます漁業	同上		同上	3月1日から 6月30日まで
	刺し網	5ヶ統	同上	3月1日から 5月31日まで
うなぎ漁業	餌釣り		同上	3月1日から 8月31日まで
	置釣り、どう			
うぐい漁業	餌釣り、擬餌釣り		同上	3月1日から 12月31日まで
	刺し網	5ヶ統	同上	3月1日から 5月31日まで 及び8月1日から 9月30日まで
かじか漁業	餌釣り、擬餌釣り		同上	6月1日から 9月30日まで
もくずがに漁業	餌釣り		同上	6月1日から 12月31日まで

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、当該漁業に係る漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定して、これを公示しなければならない。

(禁止区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、水産動物を採捕

してはならない。ただし、表中①の区域で、さくらます、うぐいを刺し網で採捕する場合は、この限りではない。

表中の物標

ア点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴17）

イ点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴18）

区域	期間
①下安家大橋橋脚下流端からア点及びイ点を結んだ線までの区域	1月1日から12月31日まで
②ア点及びイ点を結んだ線から上流側に位置する中州（下安家さけ・ますふ化場が立地）と岩手県道273号安家玉川線に挟まれた安家川左岸の分流（通称：淀川）	
③ア点及びイ点を結んだ線から上流1,800メートルまでの区域	1月1日から4月30日まで
④ア点及びイ点を結んだ線から上流500メートル（通称：上坂）までの区域	9月17日から9月26日まで

（漁具又は漁法の制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる漁具又は漁法により、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、水産動物を採捕してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 期間
撒餌漁法（容器を使用する場合を含む）	野田村と岩泉町の町村境から下流の免許区域	1月1日から12月31日まで

（夜間の採捕の禁止）

第8条 投網により、日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。

（全長の制限）

第9条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
やまめ（ひかりを含む）、いわな、うぐい	13センチメートル
うなぎ	30センチメートル

（特設釣場及びつかみどり漁場）

第10条 組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな及びにじますの特設釣場及びつかみどり漁場においては、組合員行使権に基づいて水産動物を採捕することはできない。

（組合員行使権の行使状況等の報告）

第11条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年3月末までに、組合に報告しなければならない。

（理事の決定）

第12条 この規則の規定により理事が定める事項については、理事会の議決によって決めなければならない。ただし、あらかじめ理事会において特定の理事にその決定を委任した事項について

は、この限りではない。

(漁業権管理費の負担)

第13条 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共3号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。ただし、この組合が特定の漁業について行使料を免除した場合は、この限りでない。

2 行使料の算定額根拠は総会に諮らなければならない。

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

4 行使料の額は次の表のとおりとする。ただし、当該漁業における水揚金額の3%に相当する額が行使料の額を下回った場合は、行使料を水揚金額の3%に相当する額とする。

漁業の名称	単位	行使料の額
あゆ漁業 やな	年間	30,000 円
さくらます漁業 刺し網	年間	30,000 円

(違反者に対する措置)

第14条 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該組合員に内共3号の行使をさせないことができる。

2 内共3号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

3 理事又は組合が前2項の処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は代理人が理事会において弁明する機会を与えるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規程で定める。

2 前項の規程は、総会の議決を経なければならない。

